

## 土木防空資料

2-2

監視、通信及警報

(昭. 17. 12.)

獨逸に於ける監視、通信及警報<sup>(1)</sup>

最も重要な敵機発見の任務は防空監視哨の擔當する所であるが、全國の監視哨からの報告は防衛總司令部に集り、敵機の行動は此處から全国各地の主要な軍民防空機關に傳へられ、同時に必要な命令或は警報が發せられる。

以前には防空監視哨は警察の所管として民間で擔當して居たが、後に空軍で擔當する様になつた。

監視は全國を完全な網の目にして、敵機が國境線の何處かに觸れれば直に発見され、その後の行動が刻々に分る様配置されてゐる。大都市では都心より飛行機の速さで〇分の距離の所に第一線として環狀に配置し、次にその外側に同じく飛行機の速さで〇分の所に第二線を環狀に配置し、都市の近郊に第三線を配置する。猶第一線と第二線の間には別に連絡監視哨が設けられてゐる。従つて敵機は監視哨に発見されずに都市に侵入することは出来ない。

命令或は警報を發する爲の機關は前記の防衛總司令部であるが、この爲の一切の通信を司る機關は防空警報中心所である。

一般市民への警報傳達は主としてサイレンによつてゐる。但し、ドイツでは火事の場合にもサイレンが使用されるが、火事の時は低音、空襲の時は高音と2種の音を出す様に造られてゐる。

空襲警報の外に特定の箇所に限つて知らせる爲の準備警報がある。これは火焰の處置に相當時間を要する特殊の工場、或は重症患者を防護室へ運ぶのに時間を要する病院等へ豫め電話を以て警報を發するもので、その時刻は敵機來襲の約 30 分前になつて居る。

人口 4000 以下の小都市及村落には空襲の危険が比較的少いので一般に空襲警報を傳へないことに定められて居る。

(1) 田邊平學「ドイツ」より抄録